八　事業契約の当事者である事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者、同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者、同条第九項に規定する特例事業者又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者（以下単に「事業者」という。）以外の者が申請者である場合にあっては、事業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

九　事業契約に係る事業法第二条第二項に規定する不動産取引の内容、事業契約の契約期間及び次に掲げる事業契約の当事者である事業者の区分に応じそれぞれ次に掲げる番号

イ　事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者　事業法第三条第一項の規定による許可の許可番号（事業法第六十七条第一項に規定する特定信託会社にあっては同条第三項の規定による届出の受理番号、不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第十七条第一項に規定する特別金融機関等にあっては同条第三項の規定による届出の受理番号）

ロ　事業法第二条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者　事業法第四十一条第一項の規定による登録の登録番号

ハ　事業法第二条第九項に規定する特例事業者　事業法第五十八条第二項の規定による届出の受理番号

ニ　事業法第二条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者　事業法第五十九条第二項の規定による届出の受理番号

2　（略）

八　事業契約の当事者である事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者又は同条第七項に規定する特例事業者（以下単に「事業者」という。）以外の者が申請者である場合にあっては、事業者の名称、住所及び代表者の氏名

九　事業者の許可番号（事業法第二条第七項に規定する特例事業者にあっては、事業法第四十条の二第二項の規定による届出の受理番号、事業法第四十六条第一項に規定する特定信託会社等にあっては、同条第三項の規定による届出の受理番号）、事業契約に係る同法第二条第二項に規定する不動産取引の内容及び事業契約の契約期間

2　（略）

附　則

この省令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

告　示

○財務省告示第三百二十四号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十九年十一月三十日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第五十四回	二千二十三万円	二千二十二万千九百四十八円
〃	第五十五回	一億九千九百六十万円	一億九千九百五十二万四百九十二円
〃	第五十六回	一億千二百四十五万円	一億千二百四十万五千二百十四円
〃	第五十七回	一億五百二十万円	一億五百十五万八千九十六円
〃	第五十八回	三千六百二十万円	三千六百十八万五千五百八十六円
〃	第五十九回	一億二千百二十万円	一億二千百十五万千七百二十八円
〃	第六十回	七千四百七十万円	七千四百六十七万二百五十円
〃	第六十一回	五千八百八十一万円	五千八百七十八万六千五百八十二円
〃	第六十二回	八千二百万円	八千百九十六万七千三百三十八円
〃	第六十三回	五千七百三十万円	五千七百二十七万七千百八十円
〃	第六十四回	一億千八十五万円	一億千八十万五千八百五十二円
〃	第六十五回	一億千四百二十六万円	一億千四百二十一万四千四百八十四円
〃	第六十六回	七百五十万円	七百四十九万七千十四円
〃	第六十七回	六千三百二十六万円	六千三百二十三万四千八百六円
〃	第六十八回	九千二百二万円	九千百九十八万三千三百四十六円